

令和7年度

定期監査結果報告書

井原市監査委員

井 監 第 2 3 号
令和 8 年 3 月 4 日

井 原 市 長 殿
井 原 市 議 会 議 長 殿
井 原 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
井 原 市 農 業 委 員 会 会 長 殿
井 原 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 殿

井 原 市 監 査 委 員 長 野 隆

井 原 市 監 査 委 員 西 村 慎 次 郎

令和 7 年 度 定 期 監 査 結 果 の 報 告 に つ い て

地方自治法第 199 条第 4 項の規定並びに井原市監査基準に基づき、令和 7 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

目 次

第1	監査の期日及び対象	1
第2	監査の範囲	2
第3	監査の方法	2
第4	監査の主眼	2
第5	監査の結果	2
第6	監査の意見	3
1	総括的事項について	3
(1)	補助金事務について	3
(2)	未収金の回収整理について	3
(3)	会計等書類について	3
(4)	備品管理について	3
(5)	郵便切手等の取扱いについて	3
(6)	公有財産の管理について	3
(7)	各種システムの構築・保守業務委託について	3
(8)	業務委託等契約における委託料等の支払時期について	4
2	部署別事項について	4
	議会事務局	4
	総合政策部	4
	総務部	4
	市民生活部	5
	健康福祉部	5
	建設経済部	6
	水道部	6
	芳井支所	7
	美星支所	7
	会計課	7
	井原市民病院	7
	教育委員会	7

第1 監査の期日及び対象

期 日		対 象
1 1月17日	(月)	出部小学校、出部幼稚園、西江原小学校、西江原幼稚園、 学校給食センター
1 1月18日	(火)	芳井中学校、井原中学校、市立高等学校
1 1月19日	(水)	県主小学校、県主幼稚園、稲倉小学校、図書館
1月15日	(木)	芳井振興課、市民活動推進課、環境企画課
1月16日	(金)	市民課、美星振興課、美星天文台
1月20日	(火)	福祉課、子育て支援課、芳井保育園
1月22日	(木)	農林課、農業委員会事務局
1月23日	(金)	上水道課、下水道課（浄化センター）、井原市民病院、 会計課
1月26日	(月)	議会事務局、税務課、健康医療課
1月28日	(水)	秘書広報課、DX推進課、危機管理課、 プロジェクト推進室
2月 2日	(月)	建設課、都市施設課、総務課、市民会館事務局、 選挙管理委員会事務局
2月 6日	(金)	介護保険課、文化スポーツ課（文化財センター、歴史民俗資 料館、海洋センター、体育館、井原運動公園）、 平櫛田中美術館
2月10日	(火)	財政課、企画振興課、商工課（地場産業振興センター、 労働福祉会館、働く婦人の家、勤労者体育センター）、 観光交流課
2月12日	(木)	生涯学習課（アクティブライフ井原、青少年育成センター、 婦人会館、ふれあいセンター、視聴覚ライブラリー、教育相談室、 星の郷ふれあいセンター、芳井生涯学習センター、公民館、 青少年研修センター）
2月13日	(金)	教育総務課、学校教育課（適応指導教室「大山塾」）

第2 監査の範囲

令和7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した。

第3 監査の方法

令和7年度の事務事業について、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、担当課長等から業務概要、懸案事項の説明を受けるとともに、関係諸帳簿を調査する方法により実施した。

第4 監査の主眼

事務事業が法令諸規則に準拠して適正かつ効率的に行われ、所期の効果を挙げるべく執行されているか。また、令和6年度定期監査結果報告書及び令和6年度決算審査意見書で指摘要望した事項が適正に処理されているかに留意して実施した。

第5 監査の結果

令和7年度の定期監査の結果については、総括的には、概ね適正に執行されていると認められたが、一部については、注意、改善を要する点が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じ、適切な処理に努められたい。

監査の結果に基づき、または監査の結果を参考とし措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項*の規定により、本職宛てに通知されることを申し添える。

今回の定期監査において、全庁的に共通する意見等を次頁以降の「監査の意見」の「総括的事項について」に記載している。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、その記述は省略した。

*地方自治法第199条第14項...「監査委員から監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考とし措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。」

第6 監査の意見

1 総括的事項について

(1) 補助金事務について

令和6年度に策定された補助金ガイドラインに基づき、補助金の制度設計から見直しまでを行うPDCAサイクルを構築されたい。

補助金の交付を受けようとする者が提出する補助金交付申請書及び補助事業実績報告書について、補助対象経費がわかるようなものとされたい。

(2) 未収金の回収整理について

収入未済額を抱える部署については、財源確保と負担の公平性を図るうえでも、引き続き、新規滞納者を作らないよう、収入未済額の解消に努めることを望む。

(3) 会計等書類について

支出負担行為書、支出命令書及びその添付書類に日付の記載漏れや決裁印漏れがあった。確認を励行し適正に事務処理をされたい。

(4) 備品管理について

備品記録簿の整備など備品の管理等において、一部改善すべき点が認められた。「井原市財務規則」及び「備品管理要領」に基づき、適正な管理に努められたい。

備品の購入や更新は計画的に実施するとともに、備品記録簿への記入はもとより、定期的にチェックを行い、廃棄・修理等の必要の有無を確認する等、購入後の管理も厳重に行うよう望む。

(5) 郵便切手等の取扱いについて

郵券と郵券受払簿について、複数人による照合確認を行われたい。

(6) 公有財産の管理について

各部署において、井原市財務規則第182条第2項に基づく公有財産整理簿を備え、常に公有財産の状況を明らかにし、適正に管理されたい。

(7) 各種システムの構築・保守業務委託について

仕様書及び契約書の作成にあたっては、内容を精査し、委託業者より提出を求める書類を明記されたい。また、仕様書及び契約書に基づき、十分に履行確認を行われたい。業務の検査及び評価を行い、今後の契約事務の参考と

されたい。

(8) 業務委託等契約における委託料等の支払時期について

年間をとおして行う業務委託料等の支払時期について、契約書中に月払い、年払い等を明記されたい。

2 部署別事項について

議会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

総合政策部

○ 秘書広報課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 企画振興課

備品記録簿について、更新されていなかった。備品管理要領に基づき適正に管理されたい。

○ DX推進課

システム保守等業務委託について、仕様書及び契約書どおりに成果物が納品されていないものが見受けられた。仕様書及び契約書に基づき、業務内容が確実に履行されているか確認されたい。

また、業務の再委託を行う場合は、契約書に基づき必要な手続きを行われたい。

○ プロジェクト推進室

特に指摘する事項は認められなかった。

総務部

○ 危機管理課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 総務課

郵券受払簿の記載に誤りがあった。適正に管理されたい。

○ 選挙管理委員会事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 財政課

システム使用料の契約について、業務委託契約書で締結されている。関係部署と協議のうえ見直しをされたい。

○ 税務課

年度当初に必要な帳票などの印刷物にかかる印刷業務の業者発注にあたっては、業者の印刷業務にかかる期間や納品後の職員の行う事務スケジュールなどを勘案し、適正な納期を設定し、早めの契約事務に取りかかられたい。

○ 市民会館事務局

特に指摘する事項は認められなかった。

市民生活部

○ 市民課

長期間、使用していない葉書、書簡封筒を保管しているので整理をされたい。

○ 市民活動推進課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 環境企画課

特に指摘する事項は認められなかった。

健康福祉部

○ 福祉課

郵券受払簿の記載に誤りがあった。適正に管理されたい。

○ 子育て支援課

放課後児童クラブの備品について、所有者を明確にし、適正に管理されたい。

○ 介護保険課

郵券受払簿の記載に誤りがあった。適正に管理されたい。

○ 健康医療課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 保育園

保育園 2 園のうち、芳井保育園について監査を行った。

◇ 芳井保育園

特に指摘する事項は認められなかった。

建設経済部

○ 商工課(地場産業振興センター、労働福祉会館、働く婦人の家、勤労者体育センター)

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 観光交流課

郵券受払簿と切手の残数が一致していなかった。また、郵券受払簿の記載に誤りがあった。適正に管理されたい。

文書の管理を適正にされたい。

○ 美星天文台

郵券受払簿の記載に誤りがあった。適正に管理されたい。

購入した備品について、備品記録簿へ適正に登録し、既存の備品についても確認されたい。

○ 農林課、農業委員会事務局

出張命令の不備がないよう、適正に行われたい。

○ 建設課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 都市施設課

住宅使用料の収入未済額が増加している。滞納の未然防止及び収納対策に努められたい。

水道部

○ 上水道課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 下水道課(浄化センター)

受益者負担金の収入未済額の縮減に努められたい。

井原市公共下水道処理施設等維持管理業務契約書において、条文に誤りがあった。契約書の作成に当たっては、内容を精査されたい。

芳井支所

○ 芳井振興課

特に指摘する事項は認められなかった。

美星支所

○ 美星振興課

郵券受払簿の記載に誤りがあった。適正に管理されたい。

会 計 課

支出にかかる書類について、審査を厳重に行い支払いの決定をされたい。

井原市民病院

診療費等の収入未済額が多額となっているので、未納者の状況把握と早期の収納に努められたい。

教育委員会

○ 教育総務課

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 学校教育課(適応指導教室「大山塾」)

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 生涯学習課(アクティブライフ井原、芳井生涯学習センター、公民館、視聴覚ライブラリー、青少年育成センター、教育相談室、婦人会館、ふれあいセンター、星の郷ふれあいセンター、青少年研修センター)

公有財産整理簿の整理に努められたい。

備品記録簿へ適正に登録し、既存の備品についても確認されたい。

○ 文化スポーツ課(文化財センター、歴史民俗資料館、海洋センター、体育館、井原運動公園)

郵券受払簿の記載に誤りがあつた。適正に管理されたい。

○ 平櫛田中美術館

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 図書館

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 学校給食センター

複数の物品の購入において、請求書を二分割にし、請求額を5万円未満になるようにしているものがあつた。また、複数の者から見積もりを徴していなかった。適正な事務を行われたい。

備品記録簿へ適正に登録し、既存の備品についても確認されたい。

○ 市立高等学校

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 幼稚園

幼稚園13園のうち、県主幼稚園、西江原幼稚園、出部幼稚園の3園について監査を行った。

◇ 県主幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 西江原幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 出部幼稚園

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 小学校

小学校13校のうち、稲倉小学校、県主小学校、西江原小学校、出部小学校の4校について監査を行った。

◇ 稲倉小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 県主小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 西江原小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 出部小学校

特に指摘する事項は認められなかった。

○ 中学校

中学校5校のうち、井原中学校、芳井中学校の2校について監査を行った。

◇ 井原中学校

特に指摘する事項は認められなかった。

◇ 芳井中学校

特に指摘する事項は認められなかった。